

が、何れにしても反別が一致せぬ場合には、備考に、其の事由別に反別の相違を説明して貰ひたいのであります。收穫高は、田畑別に作物毎に一反歩收穫高を決定し、作付反別の右區分に依り調査したものを各々乗じて算出し其の上中下の合計を掲上げて本表を作製するのであります。

尙單價は當該作物の收穫季節、即ち五六月頃の平均價格を調査し、之に依り價額を求むるのであります。

備考欄には豫想收穫高及前年收穫高に對する増減並氣候の適否以下は、豫想の場合に注意したる如く附記するのであります。

春 蠶

(市町村報告期 七月十五日限)

春蠶は養蠶調査方法に依つて、春蠶票に依り掃立數量、收購高を調査するのであるが、課税の標準や所得の判定資料に使用せらるゝを恐れ、隠蔽する虞が尙幾分ある様であるから、調査員は此の点を充分飼育者に説明して、統計の使用目的が斯るものでなく、又全然使用し得ざることを理解せしむるに務めて貰ひたいのであります。然し

て尙養蠶實行組合や、四圍の状況等に依り觀察して、疑のあるものは一層綿密に判定して正確なものを得る様、慎重な調査を願ひたいのであります。

戸數は、其の季節に養蠶に従事した凡ての戸數を計上し、掃立數量は中途で投蠶したものでも凡て調査をし、又中途で一部を甲より乙に譲渡したとか云ふ場合には、甲の掃立數量より乙に渡した分を控除し乙の飼育する掃立數量を乙の掃立數量とし、原簿も春蠶票も之に依り正確にせねばなりません。

又收購高は自家用も調査するもので上繭、玉繭、屑繭の三つに分ち調査するものであつて、上繭は汚染せざる完全なもので、屑繭は玉繭以外の汚れ繭とビシヨとかノビとか稱するもの全部を包含するのです。

鶏 鶯

(報告期七月十五日限)

鶏及鶯の調査は戸數及羽數は六月三十日午後十二時現在に依り産卵數は六月三十日中に産みたるものを調査するのであります。調査に際し尙左記の点特に注意を願ひます。
1 成鳥とは孵化後滿六ヶ月以上のものにして雌及雄に別ち調査するのです。



馬だけが減つて 豚や牛は漸次増す

十一年末の畜産統計に 現はれた縣下の飼養數



本縣の昭和十一年末現在に飼養されて居た戸數は牛の二萬四千九戸、馬四萬五百九十八戸、豚三萬八千八百二十七戸、羊百七戸、山羊千六百七十三戸で前年に比べ牛は三千百六十三戸(一割五分二厘)、豚は三千四十八戸(零割八分五厘)細羊は四十三戸(六割七分二厘)、山羊は三百五戸(二割二分三厘)を孰れも増し、馬のみは千三百九十戸(零割三分三厘)を減じて居る。

又飼養頭數は牛二萬六千二百二十七頭、馬四萬二千五百九十八頭、豚六萬千五百二十頭、細羊二百五十九頭、山羊二千二百七十五頭で前年に比べ牛三千六百五十一頭(一割六分二厘)

2 雛とは孵化後六ヶ月未滿のものにして雌雄別の調査を要しません
3 産卵數は六月三十日一日の産卵を調査し之に一年の日數を乘し其の町村の一年間の産卵とすべきものに付一年の日數にて除し端數を出さざる筈なるを以て注意を願ひます
4 飼養戸數は羽數別に調査するので其の羽數には雛も含むに付御承知を願ひます

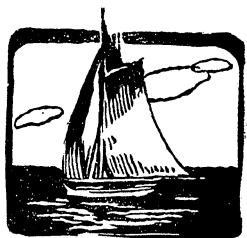
一反歩收穫高並單價

本期に於て製表報告すべき主要なる作物の昭和十一年に於ける反當收量並單價を參考として掲ぐれば次の通りであります

穀肥用作物	反		當		石	石當價格
	田	畑	田	畑		
大麥	二・三〇	二・三〇	二・三〇	二・三〇	一	一〇〇
小麥	一・三二	一・三二	一・三二	一・三二	一	一〇〇
燕麥	一・三九	一・三九	一・三九	一・三九	一	一〇〇
粟	一・三六	一・三六	一・三六	一・三六	一	一〇〇
黍	一・三六	一・三六	一・三六	一・三六	一	一〇〇
綠肥用作物						
モロシグ	三・八九	三・八九	三・八九	三・八九	一	一六六
エンヅマ	二・七五	二・七五	二・七五	二・七五	一	一七
ソラマメ	三・八七	三・八七	三・八七	三・八七	一	一六
エンドウ	三・八七	三・八七	三・八七	三・八七	一	一六
青刈大豆	二・四〇	二・四〇	二・四〇	二・四〇	一	一五
他	三・二六	三・二六	三・二六	三・二六	一	一五

豚五千九頭(零割九分一厘)、細羊百二十一頭(八割七分七厘)、山羊三百六十四頭(一割九分)を各々増加し馬のみ千五百九十六頭(零割三分六厘)を減少した。
尙昭和十一年中に生産された頭數は牛千二百二十一頭、馬千六百頭、豚四萬六百一頭、細羊三十八頭、山羊五百二十八頭で前年に比べ牛三百六十二頭(四割二分一厘)豚四千八百八十七頭(一割三分七厘)、細羊二十七頭(二割四分八厘)、山羊百五頭(二割四分八厘)をいづれも増し馬に於ては二十三頭(零割二分)の減少を見た、飼養戸數及頭數を各郡市別に示せば左の通りである。

郡市別	飼養戸数				飼養頭数			
	牛	馬	豚	羊	牛	馬	豚	羊
都市別	三	三	一	一	一〇九	三〇	二五	一
水戸	三	三	一	一	一〇九	三〇	二五	一
東茨城	三	三	一	一	三六六	二〇	六三	二
西茨城	三	三	一	一	八〇	二〇	一八	二
那珂	一	一	一	一	一五五	三〇	七二	三
久慈	一	一	一	一	三三	六	一八	二
多賀	一	一	一	一	一〇一	一	一	一〇〇
鹿島	一	一	一	一	二九〇	二七	七	一
行方	一	一	一	一	二二	一八	一〇	一
稲敷	一	一	一	一	三九	一八	一〇	一
新治	一	一	一	一	二〇六	四	一〇	一〇
筑波	一	一	一	一	一八七	二〇	一〇	一〇
眞壁	一	一	一	一	一〇六	三	一	一〇
結城	一	一	一	一	二二	二	一	一〇
猿島	一	一	一	一	一八	二	一	一〇
北相馬	一	一	一	一	七〇	一	一	一〇
昭和十一年末	三〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇	八,〇〇〇	一〇	一七五	四三,〇〇〇	六,五〇〇	二,二七五
昭和十年末	二〇,八〇〇	四一,九〇〇	五,七〇〇	一〇	一六六	四〇,一〇〇	五,四〇〇	一,九二一



海や湖沼河川から 壹千七百餘萬圓の稼ぎ

縣下の十一年度水産統計

昭和十一年度の水産物總價額は一千七百四十六萬八千七百八十圓で之を種類別に觀れば沿岸漁獲物で六百二十四萬八千五百十圓、遠洋漁業で百九十六萬二千六百三十九圓、水産養殖で九萬三千九百二十八圓、水産製造物で九百十六萬四千六十三圓である。尙之を前年と比較すれば總額で五百四十六萬七千七百六十五圓(四割五分六厘)沿岸漁獲物で二百五十七萬二千八百五十七圓(四割九分二厘)水産製造物で二百五十七萬二千八百九十九圓(三割九分)水産養殖で三萬一千六百四十八圓(五割八厘)遠洋漁業で八十萬五千八百六十一圓(六割九分七厘)を孰れも増加した。

尙總額を郡市別に觀るに鹿島郡の八百五十二萬三千四百八十八圓が第一位を占め多賀郡、久慈郡、那珂郡、東茨城郡、新治郡、行方郡で、十萬圓を越えぬところは稲敷、猿島、北相馬眞壁、結城、筑波、水戸、西茨城の順位である。

更に之を種類別に觀れば沿岸漁獲物で鹿島郡の三百九十五萬八千八百九十八圓が第一位を占め之に亞ぐるのは多賀郡、那珂郡、東茨城郡、行方郡、新治郡で十萬圓に満たぬところは稲敷、久慈、猿島、北相馬、眞壁、結城、筑波、水戸、西茨城各郡の順位である。遠洋漁業では久慈郡の九十六萬九千七百九十圓が第一位を占め之に亞ぐものは那珂郡、多賀郡、東茨城郡、鹿島郡の順位である。

水産養殖では東茨城郡の五萬四千四百三十六圓が第一位を占め、之に亞ぐるのは猿島郡、新治郡、那珂郡、筑波郡、眞壁郡、鹿島郡、行方郡、久慈郡、稲敷郡の順位で其の他は孰れも千圓以下である。水産製造物では鹿島郡の四百五十五萬六千七百七十五圓が首位を占め之に亞ぐは多賀郡、久慈郡、那珂郡、東茨城郡、新治郡、行方郡、稲敷郡の順位である。之を種類別郡別に示せば次の通りである。